

## 【横須賀市消防局からのお知らせ】

# 空き家を利用されるみなさまへ

### ◎空き家を...

飲食店 ・ 物販店 ・ 民泊(宿泊施設) ・ 住宅として... etc...

利活用する場合には、消防法令に適合させる必要があります。

### 住宅の場合

- ・ 火気(コンロ・給湯器等)周りの不燃化
- ・ 住宅用火災警報器の設置
- ・ その他、消防法令に係わる事項

住宅火災を予防するため、消防法令に適合させる必要があります。  
また、消火器を設置することも初期消火に大変有効です。

### 飲食店・物販店・民泊(宿泊施設)等の場合

- ・ 火気(コンロ・厨房・電気設備等)周りの不燃化
- ・ 消防用設備等の設置
- ・ 防災物品の使用
- ・ 防火対象物使用開始届出の提出
- ・ その他、消防法令に係わる事項

利活用する用途に応じて消防法令に適合させる必要があります。  
特に、消防用設備等の基準は面積等により内容が変わります。一部を下記にて紹介します。

### 【消防用設備等の設置基準 (一部抜粋)】

	飲食店	物販店	民泊(宿泊施設)
消火器	延べ面積 150 m <sup>2</sup> 以上 ※無窓階又は3階以上の階で床面積が50 m <sup>2</sup> 以上		
自動火災報知設備	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上 ※無窓階又は3階以上の階で床面積が飲食店 100 m <sup>2</sup> 以上・物販店 300 m <sup>2</sup> 以上		すべての施設
誘導灯	すべての施設		

※ 面積が300 m<sup>2</sup>未満であるもの又はそれ以外でも、設備を減免できる場合があります。

※ 無窓階とは、消防法令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいいます。

※ 上記以外でも、建物の形態、用途又は階によって必要となる設備がある場合があります。

## ■建物の工事に着手する前にご相談ください！！

工事後、開設後に消防用設備等を設置することは、事業者には多大なる負担がかかります。

必要となる消防用設備等の種類・設置箇所、届出書類、消防検査のスケジュール等の必要な手続きについて、下記連絡先にご相談ください。



消防局予防課	予 防 係	TEL 046-821-6493
中央消防署	予 防 係	TEL 046-820-0121
北消防署	予 防 係	TEL 046-861-3972
南消防署	予 防 係	TEL 046-833-1276
三浦消防署	予 防 係	TEL 046-884-0122